

遷都の神祇祭祀におよぼす影響について

脊 古 真 哉

一 はじめに

近年、律令期の都城に関するあらたな知見が多く得られ、文献史学・考古学・地理学などの関連諸分野でめざましい成果が挙げられている。特に平城京については長年にわたる発掘調査の成果、木簡などの新出資料から従来の『続日本紀』を主な史料とする奈良時代研究に加え、多くの今まで知られなかった事実が明らかにされてきている。

中でも都市、道路の計画的な設計・配置が注目され、平城京のプランがその前の都である「藤原京」(一)と密接な関係にあることが指摘された。長岡京、平安京などと平城京とを比較する研究が行なわれており、また、広く日中の都城の比較という視点からの研究もさかんになってきた。

文献史学の研究では、藤原京の時代から平安京の時代までも律令期として同一の視角でとらえ、六国史、『令義解』、『令集解』、『延喜式』等を基本的な史料として論じている。

たしかに、巨視的には藤原京の時代も平安時代初期も律令期には違いないが、この間には時間の経過による変化だ

けでなく、都の所在地による差異も多くみられる。これについての歴史地理学の分野での成果としては、官道の経路についての詳細な研究がみられ、それぞれの都城を中心とする七道の変遷が明らかにされてきていることなどが挙げられる(2)。

日本の律令官制では、諸国における国司に対して都には京職が設置されているように、京と国というのが対立する概念であった(3)。このような特別行政区域であり、当時の政治・経済・文化の中心であった都城が移動するということ遷都は様々な方面へ影響を与える事態であった。今回、これらの影響の中で、従来あまり顧みられることのなかった神祀祭祀に関連する事例を取上げ検討してみたい。

二 寺院の事例

遷都の神祀祭祀におよぼす影響について検討する前に、これと対比する事例として仏教寺院について簡単にふれておきたい。

飛鳥・藤原から平城京への寺院の移転については、薬師寺、大官大寺・大安寺、法興寺・元興寺などを中心として、古くから多くの綿密な研究が行なわれてきている。また、寺院の移転について日本史の教科書などには桓武朝の平安遷都の際に、

桓武天皇は仏教勢力が政治に介入することを嫌い、奈良の寺院の平安京への移転を認めなかった。

に類する記述がみられる。しかしながら、奈良・平安時代に寺院が移転したという事例は一般によく知られる飛鳥・藤原から平城京への場合を除いてきわめて少ない。

寺院の移転した例としては、河内にあったとされる和氣清麻呂の発願による神願寺が土地が低く、泥や砂が入り、寺地として適切でないとして現在地の高雄に移転し、神護寺と改められた例が知られ⁽⁴⁾、この他にはやや異なる例ながら聖武朝に紫香楽で鑄造のはじめられた大仏が、平城遷都後、総国分寺東大寺の本尊として完成したことが挙げられる程度である。

飛鳥・藤原から平城京への移転を除いて、律令期に何度も行なわれた他の遷都の場合には、大仏の例以外は寺院の移転はみられない。このように飛鳥・藤原から平城京への移転は、この遷都の場合のみの現象であり、一般的には遷都にともなう寺院の移転はみられなかったというべきであろう。

遷都の仏教寺院への影響としては、奈良時代には薬師寺に置かれていた仏教行政機関である僧綱所が平安遷都後は西寺へ移されたこと、これによって、平城京の寺院および、そこに居住する僧侶は法制上、諸国の寺院・僧侶と同様の取り扱いを受けるようになったことが挙げられる⁽⁵⁾。また、最澄が比叡山に建立した延暦寺が平安遷都により、都に間近な位置にあたるようになったことから、その寺運を開いていき、後には平安京の東北の鬼門に当たるとされ、さらに崇敬されるようになったことなどである。

三 神社の移転

前節で寺院の遷都にともなう移転ということは、思いの外、一般的なものでないということをみたが、次に神社の場合について考えてみたい。

神社の移転について、『延喜式』神名帳に記載された官社についてみると、『宮中神卅六座』は遷都にともなっ

て当然移転したことが了解されよう。次に「京中神三座」についてみると、左京二条に所在する太詔戸命神、久慈真智命神の条にはそれぞれの本社をの所在を

大和国添上郡、対馬国下県郡太祝詞神社

坐大和国十市郡天香山坐櫛真命神

と注記している。この大和国添上郡は平城京、十市郡天香山は藤原京の所在地であったところである。この二つの神社は飛鳥・藤原から平城を経て平安京へと遷都にともなうて移転していったものと考えられる。

左京四条の隼神社については注記はないが、かつての平城京の左京四条にあたる現在の奈良市角振新屋町に隼神社が現存することが注目される⁽⁶⁾。ここにみた例のように、京中のいわゆる式内社についても遷都にともなうて移転したとみることができるようである。もともと率川神社のように平城京造営以前から、その他に所在した神社については遷都にともなうて移動することはなかった。

この他、京外に目を転じてみると、氏族に関連する神社が平安京の回りに点在することが知られる。これらも藤原氏の吉田神社が平城京の春日神社、長岡京の大原野神社に対応するように平安遷都にともなうて移転したものと考えられる。

四 賀茂社の地位上昇

長岡遷都以後、山城国の神社の地位が上昇したとみられる事例について、賀茂社を中心として考えてみたい。

『続日本紀』の記事から賀茂社について考えてみると奈良時代前期には、『続日本紀』大宝二年（七〇二）四月庚子

条に、

禁祭賀茂神日、徒衆会集執杖騎射、唯当国之人不在禁限

とあり、また同書和銅四年（七一）四月乙未条にも、

詔、賀茂神祭日、自今以後、国司毎年親檢察焉

とあるように祭礼を派手に行なうことを禁止されたり、国司が監督することが定められたりして、あまり国家から優遇されているという印象は受けない。ところが、長岡遷都が決まると、急に政府の態度に変化がみられ、『続日本紀』延暦三年（七八四）六月壬午条には、

遣参議近衛中将正四位上紀朝臣船守於茂賀大神社奉幣以告遷都之由焉

とあり、同年十一月丁巳条には、

遣近衛中将正四位上紀朝臣船守、叙賀茂上下二社從二位、又遣兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚叙松尾乙訓二神從五位下、以遷都也

とあるように、遷都の報告、それにもなう叙位が行なわれ、さらに、同月乙丑条には、

遣使修理賀茂上下二社及松尾乙訓社

とあり、社殿の造営工事も行なわれ、翌四年十一月庚子条には、

詔賀茂上下神社宛愛宕郡封各十戸

とあり、神戸の奉充もみられる。

この一連の記事で注目すべき事柄を二、三挙げてみたい。

かつての遷都の際には、藤原への遷都の場合には、「四所伊勢、大倭、住吉、紀伊大神」に対する奉幣が行なわれたことが、『日本書紀』にみえ、平城遷都には伊勢神宮、恭仁遷都の時には「伊勢太神宮及七道諸社」に報告の奉幣のあった記事が『続日本紀』にみられる⁷⁾。このように、これまで皇祖神アマテラスを祀るとされた伊勢神宮を中心として行なわれてきた遷都の報告が、長岡遷都に際しては地元の神である賀茂神に対して行なわれたことが注目される。

また、三年六月の記事の「賀茂大神社」という表記は、『続日本紀』のなかでは例外的なもので、「大神」という表記は『続日本紀』では伊勢神宮と大仏建立期以後その地位の上昇した八幡神に対して用いられるのが通例であり、この二神の他には、本例ともう一例、延暦元年十一月丁酉条の桓武天皇の外戚の神と考えられる今木大神の例が知られるのみである⁸⁾。さらに、次の三年十一月条の記事から、賀茂神の社が後のように上下二社であることが明確となってくる。

このように、賀茂神は長岡遷都を契機として、以後、国家の高い崇敬を受けるようになり、また、後には伊勢神宮の斎宮に対応する斎院が設けられるなど、国家の宗廟としての地位を与えられていった。

五 班・奉幣社の選定

遷都の影響による班・奉幣社の増加の例として、山城国の相嘗祭班幣社についてみてみたい。『延喜式』では相嘗祭班幣社は京・畿内と紀伊国名草部に七一座・四一社が記載されており、山城国には、鴨別雷社一座、鴨御祖社二座、鴨川合社一座、松尾社二座、出雲井上社一座、水主社二座、片山社一座、木嶋社一座の二一座・八社が所在する⁹⁾。

この相嘗祭班幣社について奈良時代の状況を考えるための史料としては、『令集解』神祇令、仲冬上卯相嘗祭条に引く「令釈」に、

釈云、大倭社大倭忌寸祭、宇奈太利、村屋、住吉津守、大神社大神氏上祭、穴師神主、卷向神主、池社池首、恩智神主、意富太朝臣、葛木鴨鴨朝臣、紀伊国坐日前、国縣須、伊太郎曾、鳴神、己上神主等、請受官幣帛祭

とあり、一五社が挙げられており、「古記無別」との注記がついている。この内訳は大和九社、河内国一社、摂津国一社、紀伊国四社となっている。ここには山城国の神社が一社も挙げられていない。

ここに挙げられているのが、ただちに「古記」の成立したと考えられる天平一〇年（七三八）前後の相嘗祭班幣社を網羅しているとはいいい難いが、大和国については、天平二年の大倭国大税帳断簡から知られる状況とほぼ一致し⁽¹⁰⁾、『延喜式』の大和国の三二座・一七社という数値は天平期以降の相嘗祭班幣社の増加の結果とみることができ

る。
相嘗祭班幣社における大和国の神社の割合は、「令釈」の場合、一五社の内九社で六〇%、『延喜式』では七一座の内三一座で約四四%、四一社の内一七社で約四一%となる。これに対し、山城国については「令釈」には全く記載されておらず、『延喜式』の記載では、七一座の内一一座で約一五%、四一社の内八社で約二〇%となっている⁽¹¹⁾。

これらの数字から、山城国の場合は『延喜式』では、「令釈」には全く記載されていなかったのが、座数・社数ともに一五%から二〇%を占めるようになるのにならして、大和国の場合、天平期以降、実数は増加しているにもかかわらず、その全体に対する比率は小さくなっていることが知られる。

相嘗祭の所見とされるのは、『日本書紀』天武五年（六七六）十月丁酉条の、

祭幣帛於相新嘗諸神紙

であるが⁽¹²⁾、飛鳥に宮室が所在した時代に設定された相嘗祭班幣社は次第に政治の中心である都城が北に移って行くとともに、その分布も変化していったものと考えることができる。『延喜式』では二〇%近くを占めるようになった山城国の相嘗祭班幣社の増加は、都城の所在地が山城国の地域であった長岡京、平安京へと移動していった結果によるものとする事ができよう。

この他、祈雨の神としては奈良時代後期にさかんに奉幣のみられた吉野の丹生川上神社と同様に、平安時代に入ってから平安京の北に位置する貴布祢神社が扱われるようになっていったことなども遷都の班・奉幣社の選定に与える影響といえよう。

六 祭祀の位置

神祇令に定められる恒例の祭祀には各神社等で行なわれるものの他に、宮城四方外角での鎮火祭、京城四隅道上での道饗祭がある。これらの祭祀は当然遷都にもなって新たな都で行なわれるようになる。

この二つの内、京城四隅道上で行なわれる道饗祭は、その四隅が下ッ道、中ッ道、横大路、山田道の延長線の四つの道の交点——衢となっていた藤原京の時代に成立し、その後の都城に受け継がれていたので、衢での祭祀という元来の意味は失われていったとする指摘がある⁽¹³⁾。

さらに、『延喜式』には臨時祭として宮城四隅疫神祭が載せられているが、これも同様、遷都にもなって新たな都城で行なわれるようになる。また、同じく臨時祭に畿内堺十處疫神祭という祭祀もみえる。これらについて少し考

えてみたい。この二つの臨時祭は『続日本紀』宝龜元年（七七〇）六月申寅条、同九年三月癸酉条にそれぞれ、

祭疫神於京師四隅畿内十堺

又於畿内諸堺祭疫神

とあるように、奈良時代後期には既に存在したことの知られるものである。しかし、『延喜式』臨時祭に挙げられている一〇箇所の堺、

山城與近江堺一

山城與丹波堺二

山城與摂津堺三

山城與河内堺四

山城與大和堺五

山城與伊賀堺六

山城與伊賀堺七

山城與紀伊堺八

山城與紀伊堺九

山城與播磨堺十

は平安京の所在する山城国を中心として設定されている⁽¹⁴⁾。

これらの堺は当時の交通路との関係について留意して考えねばならないが、山城国と他の国の堺、畿内と畿外の堺

の二つに分類でき、山城国と他の国の堺はその国が畿内であるか、畿外であるかに関わらず、山城国と境界を接する国は総て挙げられている。これに対し、畿内と畿外の堺は大和と伊勢、摂津と丹波などが挙げられていないように、網羅的なものではない。

これは当然、大和国を中心としていたであろうと想定できる奈良時代に設定されていた場所とは、ずれるようで長岡遷都以降に定められたものと考えられる。もともと平城京を中心として、山城国を大倭国に置き換えて、『延喜式』と同様、大倭国と他の国、畿内と畿外の堺を想定してみても、一〇箇所では網羅的なものとはならないが、いま、試みに当時の交通路についても勘案して、『延喜式』の畿内堺十處の概念図とともに奈良時代に設定されていたであろう畿内十堺の想定図を掲げると、次のようになる。

七　むすびにかえて

以上、遷都の神祀祭祀におよぼす影響についてみてきたが、神祀祭祀の様々な面に都の所在地による影響があることが明らかになったと思う。ここにみてきた例は遷都の直接的な影響として挙げることであるが、まだまだ、気付かない間接的な事例も多いものと考えられる。

ここで考えねばならないことは、神祀祭祀研究において、奈良時代あるいはそれ以前を論じる場合にも、史料的な制約もあって、一〇世紀の史料である『延喜式』を多用している現状である。『延喜式』を利用してなんら問題のない場合もあるが、時間の経過による変化、ここに述べたような都の所在地による影響などが考えられ、『延喜式』を利用する際には、これらに充分留意する必要がある。

る。換言すれば、国家の主宰者である天皇を神の子孫とし、また、自身神であると定義し、神々のものがたりと人間の歴史を天皇の系譜で結ぶ歴史書を公的なものとして編纂した律令国家にとって、皇祖神アマテラスを祀るとされた伊勢神宮の祭祀と宮廷祭祀を中心とする神祀祭祀は、その理論的根拠として重要な意味をもっていた。

都城の制度をはじめ様々な中国的な制度を取り入れた中で、国家の理論的根拠として、少なくとも形式的には神祀祭祀を重視する日本律令国家の政策上¹⁵⁾、都の所在地が変わるといふ遷都に際して、神祀祭祀の面に多くの影響が

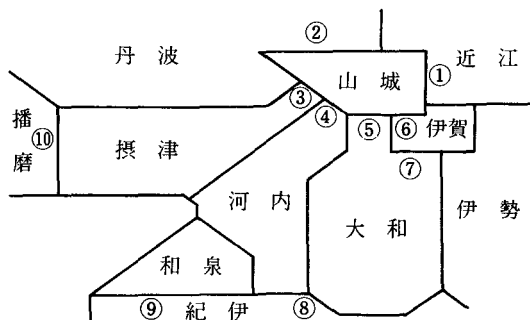


図1 『延喜式』の畿内堺十處概念図

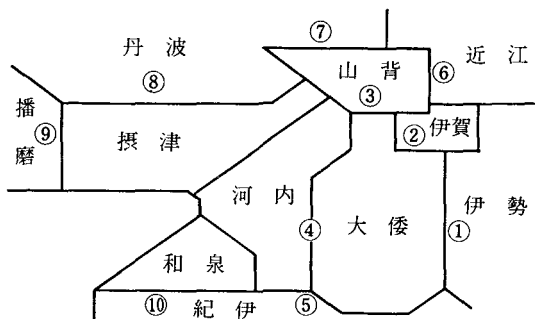


図2 奈良時代の畿内十堺想定図

便宜上『延喜式』の畿内堺十處に倣って、大倭国を中心に反時計周りに番号を付した。

それでは次に、今回取り上げたように遷都が神祀祭祀に多くの影響をおよぼす理由についての見通しを述べておきたい。

さきにみたように、仏教寺院は必ずしも遷都にともなって移動しないが、宮中、京中の神社は遷都にともなって、新たな都城へと移されて行く。また、藤原氏の春日社の例に代表されるように、氏族の祀る神社についても同様の例がみられる。

これは都城の造営を含めた当時の律令国家の理念の中での仏教と神祀祭祀の役割の相違に由来することではないかと考えられ

みられるのは当然の結果であつたといえよう。

数少ない寺院の移転の例として挙げた大仏の場合は、聖武朝に国分寺・国分尼寺の創設、その中心として総国分寺東大寺・総国分尼寺法華寺が都に壮大な伽藍を造営するという政策の中で、律令国家の主権者であり、「明神（アキツミカミ）」とされる天皇が「三宝の奴」と称するような、それまでの大寺を都城の莊嚴と考えるような国家仏教から仏教国家ともいえるような仏教重視の状況の中の事例であらう⁽¹⁶⁾。

日本の都城の遷都と神祀祭祀については、今回述べた他にも考えなければならぬ問題は多い。中国的な永遠の都を指向しながらも、前代の一代の宮という考え方の影響のみられる相次ぐ遷都、中国風にいえば宗廟ともいえる伊勢神宮が都からはるかに離れた地に所在することなどが今後の課題となろう。

註

- (1) 岸俊男『古代宮都の探求』塙書房、一九八四、八五頁に拠れば、「藤原京」という表現は、やや不確実な『万葉集』左注に一箇所みえるだけで当時の史料にみえないが、便宜上以下この言葉を使う。
- (2) 足利健亮『日本古代地理研究』大明堂、一九八五
- (3) 岸俊男『日本における『京』の成立』（『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八）
- (4) この神願寺の河内所在説は、『神皇正統記』によるもので、他に『八幡愚童訓』は山城にあったとするなど、異説がある。また、神願寺と高雄寺は天長元年（八二四）に神護寺として定額寺となるまで二〇年以上並存していたようであり、移転というには当たらないかもしれない。平野邦雄『和氣清麻呂』吉川弘文館、一九六四
- (5) これの例としては養老僧尼令に、

凡僧尼自還俗者、三綱録其貫属、京経僧綱、自余経国司、並申省除附、（以下略）とあることなどが挙げられる。

(6) この隼神社は『多門院日記』天文一二(一五四三)七月一日条にみえ、少なくとも中世末期には、その存在が明かである。

(7) ここに挙げた遷都の報告の奉幣の記事は以下の通りである。『日本書紀』持統六年五月庚寅条

遣使者奉幣于四所伊勢大倭住吉紀伊大神、告以新宮

『続日本紀』和銅元年十月庚寅条

遣宮内卿正四位下犬上王、奉幣帛于伊勢太神宮、以造宮平城宮之状也

『続日本紀』天平十三年正月癸巳条

遣使於伊勢大神宮及七道諸社奉幣、以告遷新京之状也

(8) 脊古真哉「律令国家と伊勢神宮——天武朝より聖武朝にいたる——」行動と文化、一二、一九八七

(9) 『延喜式』神祇二 四時祭下の表記に拠る。

(10) この大倭国大税帳(一般に大和国正税帳と呼ばれる)は他の正税帳に比べ神戸に関する記載が詳しく、その中で「神嘗酒料」いうのが相嘗祭に対する支出であるが、国全体で六五〇束の内、大神社百束、穴師社五〇束、太(意富)社五〇束、池社五〇束、村屋社五〇束、大倭社百束、菟足(宇奈太利)社五〇束の計四五〇が現存の部分から知られる。また、巻向社の神戸の部分は現存するが、「神嘗酒料」の記載がない。なお、『延喜式』では相嘗祭の支出を神税(神戸からの収入)、正税の双方から出している例がみられることにも留意する必要がある。

(11) 因に大和、山城以外の国についても数値を示しておくこととなる。

河内国は、「令釈」一五社の内一社で約七%、「延喜式」七一座の内八座で約一一%、四一社の内三社で約七%。摂津国は、「令釈」一五社の内一社で約七%、「延喜式」七一座の内一五座で約二一%、四一社の内八社で約二〇%。紀伊国は「令釈」一五社の内四社で約二七%、「延喜式」七一座の内四座で約六%、四一社の内四社で約一〇%となる。

大和国の班幣社数が相対的に低下するなかで、山城国とともに摂津国の数値が相対的にも、実数の上でも増加していることが注目される。これは天平期以降、難波遷都がおこなわれたこととの関連も考えられ、また、紀伊国の数値が唯一実数の増加がみられず、相対的には大きく低下することとも考え合わせれば、都の奈良盆地から北方の山城国への移動が、畿内から西国、海外への港湾機能の難波への一元化といった面を持っていたということも関係するのかもしれない。

(12) 神祇令に規定される恒例の祭祀の成立時期は、広瀬神社、龍田神社で行なわれる大忌祭、風神祭に代表されるように、この相嘗祭と同じく天武朝から持統朝にかけて成立していったと考えられるものが多く、奈良盆地南部に政治の中心があった時代の影響を強く受けている。

(13) 和田萃「夕占と道饗祭——チマタにおけるマツリと祭祀——」季刊日本学、二二—二、一九八五

(14) 『延式式』の畿内十處を实地に比定する試みとしては、関口靖之氏の一連の論考がある。関口靖之「古代の国境疫神祭祀と主要交通路——山城と大和の国境を事例として——」大阪教育大学地理学会会報、一二、一九八六、「古代畿内東限の疫神祭祀と主要交通路——山城と伊賀、大和と伊賀国境事例——」地理学報、二四、一九八六、「古代日本の境界祭祀と主要交通路——紀和・紀泉国境を事例として——」和歌山地理、六、一九八六、「古代山城国境での疫神祭祀地と主要な交通路」歴史地理学紀要、三〇、一九八八、「畿内国境の古代疫神祭——摂津と播磨国境の事例——」会誌、二五、一九八九

(15) 『延式式』五〇巻の内、最初の一〇巻が神祀祭祀の規定であり、他の部分にも神祀祭祀に関連する条項は多い。

(16) 脊古真哉「初期の神仏交渉について——多度神宮寺伽藍縁起并資財帳をめぐって——」東海仏教、三五、一九九〇

論文中『日本書記』、『続日本紀』、『令集解』、『延式式』は新訂増補国史大系本に拠り、正体、異体等の文字は大部分を通行の字体に改めた。